

確認申請 ～ 大河原土木かわら版 ～

平成21年11月27日より、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与の義務づけが完全実施されます
各種講習会のご案内

平成21年11月27日より、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与の義務づけが完全実施されます

「建築士法等の一部を改正する法律」の施行(H20.11.28)から、これまで経過措置期間として、平成21年5月26日までに構造設計、設備設計を行ったもので、平成21年11月26日までに確認申請されたものについての構造設計・設備設計一級建築士の関与の確認は要しないとされていましたが、平成21年11月27日以後は設計時期に関わらず、下記に記載された対象建築物の設計において、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士が関与(自ら設計する、または、法適合確認を行う)していない場合は、建築確認申請が受理されず、また、工事着工も禁止されます。

対象建築物

構造設計の場合

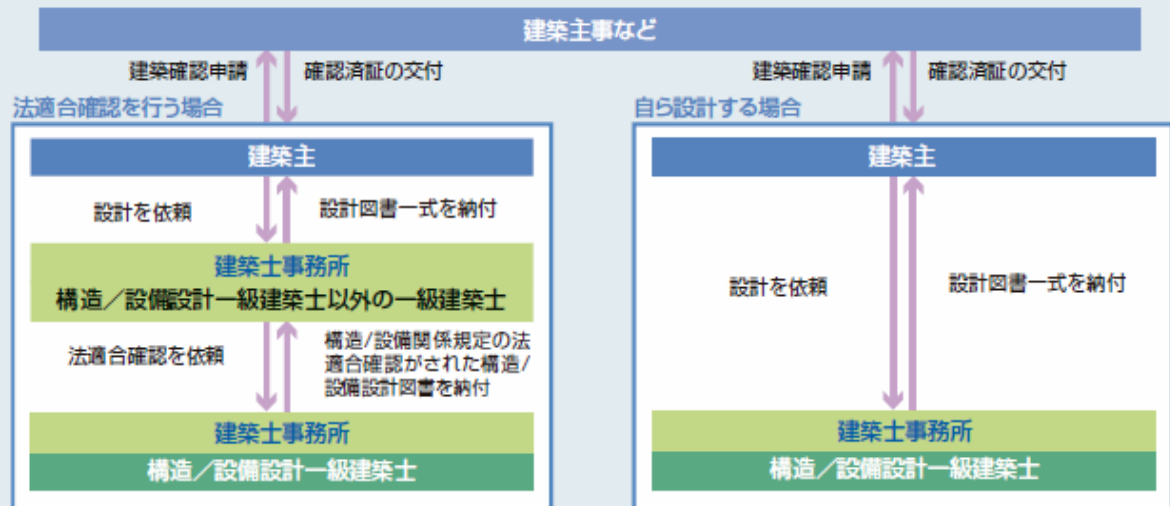
一級建築士の業務独占に係る建築物のうち、高度な構造計算(保有水平耐力計算、限界耐力計算)が義務づけられる建築物(建築基準法第20条第1号、第2号に該当する建築物)

- ・高さが60mを超える建築物
- ・鉄筋コンクリート造 高さ20m超
- ・鉄骨造4階以上
- ・木造高さ13m超え又は軒高9m超え
- ・柱間隔が一定以上ある建築物や耐力壁が少ない建築物等これらの建築物に準ずるものとして国土交通大臣が指定したもの 等

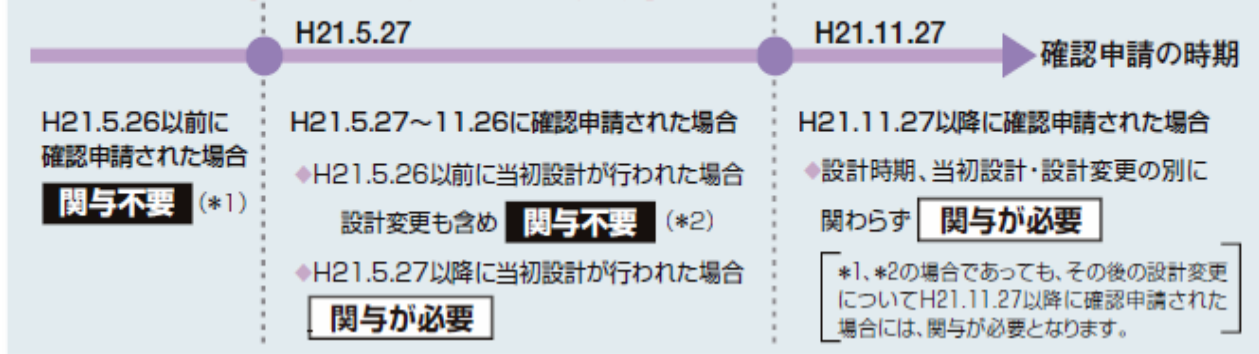
《設備設計の場合》

- ・階数が3階以上、かつ、床面積5,000㎡超の建築物

法適合確認等のフロー



義務づけの開始前後における適用



	～H21.5.26	H21.5.26～H21.11.26	H21.11.27～	構造一級等の関与の確認			
				確認	追加説明	計変	追加説明
1	◎—○—△—□	★—●—▲	—■	不要	不要	不要	不要
2	◎—○—△—□	★—●—	▲—■	不要	不要	不要	要
3	◎—○—△—□	★—	●—▲—■	不要	不要	要	要
4	◎—○—△—□	★—●—▲	—■	不要	不要	不要	不要
5	◎—○—△—□	★—●—	▲—■	不要	不要	不要	要
6	◎—○—△—□	★—	●—▲—■	不要	不要	要	要
7	◎—	○—△—□	△—□	不要	要		
8	◎—		○—△—□	要	要		
9	◎—○—△—□	★—●—	▲—■	要	要	要	要

◎ 構造設計等を行った時 ○ 確認申請受付 △ 追加説明書提出 □ 確認済証交付
 ★ 変更の設計を行った時 ● 変更確認申請受付 ▲ 追加説明書提出 ■ 変更確認済証交付

< 確認申請図書への表示について >

H21.5.26以前に設計を行った場合（H21.11.26までに確認申請を行う場合に限る）

【備考欄】の記載例

【7. 備考】

【経過措置】 経過措置の対象である

【設計を終えた日付】 構造設計 平成21年 月 日

設備設計 平成21年 月 日

なお、H21.11.27以降は、確認申請様式が変わりますので、ご注意ください。

申請書の新しい様式に関する情報はコチラ（財団法人 建築行政情報センター）

<http://www.icba.or.jp/shinprodl/dl/H19ShinseiYoushiki.html>

詳しい改正建築士法の情報はコチラ（一般社団法人 新・建築士制度普及協会）

<http://www.icas.or.jp/kenchikushiho/index.html>

各種講習会のご案内

管理建築士講習

建築士事務所の管理建築士になるためには、建築士として3年以上の業務に従事した後、管理建築士講習を受講することが必要になります。管理建築士講習を受講しないと、建築士事務所の新規登録ができませんので、ご注意ください。

なお、法施行（H20.11.28）時点で既に建築士事務所の管理建築士である方は、法施行後3年間（H23.11.27）に、業務要件を満たし、管理建築士講習を受講していただく必要があります。

講習会開催日 平成21年12月18日（金）
時間 会場 フォレスト仙台 フォレストホール（募集定員 200名）

申込関係書類の配布期間 / H21.10.26（月）～H21.11.13（金）（土・日・祝祭日は除く）
申込関係書類の配布時間 / 午前9時30分～午後4時30分
申込関係書類の配布場所 / 建築士事務所協会、土木事務所（枚数に限りがあります）
受付期間 / H21.11.4（水）～H21.11.13（金）（土・日・祝祭日は除く）
受付時間 / 午前9時30分～午後4時30分
受付場所 / （社）宮城県建築士事務所協会

『建築基準法関係法令講習会』開催

平成21年度建築基準法関係法令講習会を下記のとおり開催いたします。
申し込み方法などの詳細は、「建築基準法及び建築関係制度講習会」開催のご案内を参照ください。

講習会開催日 / 平成21年11月27日（金） 午後2時～午後4時30分
会場 / 宮城県大河原合同庁舎4階「大会議室」（柴田郡大河原町字南129-1）

省エネ・バリアフリー改修事業者向け講習会

講習会開催日 / 平成21年2月4日（木）
時間 / 午後1時～午後4時40分
会場 / エスポールみやぎ宮城県青年会館
プログラム
1 省エネリフォーム
2 リフォーム会社の経営、営業のポイント
3 住宅のバリアフリー化に向けて

詳しい情報はコチラ（日本コンベンションサービス（株））

<http://www2.convention.co.jp/shouene>

かわら版No.100の訂正

「既存不適格建築物の増築が緩和されました。」のうち、4号木造建築物以外の場合の増改築部分の緩和条件が「の増改築部分と同じ。」となっていました。訂正は、「ほぼ通常の構造計算。」の誤りでした。申し訳ありません。

<訂正後>

4号木造建築物以外	④ EXP.J	
	既存部分 A	増改築部分 B ≤ 1/2A
	構造上分離	
	既存部分	増改築部分
緩和条件	耐震診断基準に適合させる。(新耐震基準(*)に適合していることを確認することで可。)	ほぼ通常の構造計算